

国造制と大化改新

——大化前代の支配構造——

北 康 宏

【要約】 本稿は、孝徳朝立評が先行する如何なる地域編成を前提として遂行されたのかを考究するものである。大化前代の地域編成は、〔A〕国造—県稻置—國家民、〔B〕大小屯倉の伴造—部民、という国制を構成する二つの支配系統と、〔C〕王・臣連伴造—入部・部曲という私的領有の系統とからなっていた。〔A〕は、①別の貴種性に基礎づけられた五世紀以来の宗教的族制的秩序たる〈ブレ国造制〉、②国宰発遣を受けて部内支配を実現した〈国司国造制〉という二段階を経て発展した。『隋書』にみえる八十戸は、①の段階の国造領編成の遺制である。②は八月発遣二月朝集のサイクルをもつ地方監察制度で、西国等では推古朝までには確立。〔B〕〔C〕は公私の差はあるがミヤケという共通の淵源を有し、六十戸単位で編成。改新詔の郡の等級規定は、〔B〕〔C〕が〈国司国造制〉に取り込まれたことを受けて、六十戸・八十戸という異質な秩序を里に見立てて二元的に摺り合わせるための換算数値であつて、まず五十戸編成を遂行する主体として評は設置されたのである。

史林 九四卷二号 二〇一一年三月

は し が き——二つの郡の等級規定——

日本古代の郡の等級は、戸令2定郡条で以下のように規定されている。

凡郡、以廿里以下十六里以上為大郡、十二里以上為上郡、八里以上為中郡、四里以上為下郡、二里以上為小郡。

この一見整然とした区分も、詳細を見ると、なぜ大郡が20〜16里の五里の幅に、上郡から下郡に至るまでは各々15〜12里、

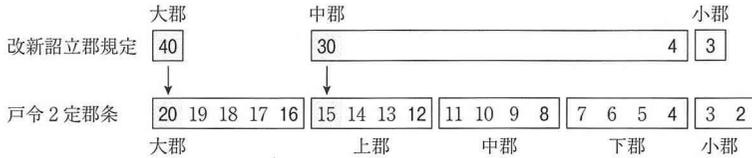


図1 改新詔および戸令2定郡条にみえる立郡規定の比較

11〜8里、7〜4里の如く四里の幅に、そして小郡では3・2里の二里の幅にと不均等に分割されているのか、またそれぞれの上限にはどのような意味があるのか、など不可解な点が多い。他方、大化改新詔の第二条の副文には、令制とは異なる郡の等級規定が収録されている。

凡郡、以四十里為大郡、三十里以下四里以上為中郡、三里為小郡。其郡司並取国造性識清廉堪時務者、為大領少領。強幹聡敏工書算者、為主政主帳。

後半の郡司の任用において国造たることを条件とするなど、旧制を濃厚に残す規定である^①。前半も戸令の規定と大きく相違するように見えるが、分割基準という観点から比較してみると両者の間には密接な関係が確認される。即ち、定郡条の区分は改新詔の枠組みを前提としつつ、その上限をなす数字40と30とを半分の20と15にしたうえで、中郡内部を上中下の三つに均等細分した結果なのである(図1)。

このことは、言い換えれば前者がより本源的な枠組みをなしているということの意味する。そこで、この改新詔立郡規定の数列に基準を読み取ることが求められてくるのであるが、ここには令規定よりもさらに異常な歪みが確認される。この歪みこそ、立郡(立評)の歴史的前提をなす秩序を投影したものであり、大化前代の地域編成を探る一つの重要な手掛りを我々に与えるものなのである。

改新詔の郡の規模にかなりの格差があることは従来から指摘されている。早く坂本太郎氏は「唐制戸の多少によつて県を上中下に分かつたこと(唐会要卷七十所引武徳令)などに倣ふ所あるのであらう。しかし彼の規定は戸五千を上県とし、以下千戸以上を標準とするものであり、両者の大きさには非常な隔たりがあるから、郡の大きさについての標準は、これ迄の地方区画、県の大きさなど

が、参考されたとすべきであらう」として、大化前代の地域編成の投影であるという重要な視角を提示していた^②。しかしもう一步進めて、①なぜ三十里から四里までという大きな幅に中郡を当てる不均衡な分割がなされているのか、換言すれば、四十里と三里だけをなぜ特別枠として設定したのか、②全体が4と3とを基本数として組み立てられていることの意味は何か、③「四十里以下」となっておらず、三十九里から三十一里までの間が空いているのはなぜか、このような点については未だ十分な説明がなされていないようである。③については「以下」が脱落したにすぎないとする見方もあるが、青木和夫氏も言うように、まずは史料の語りがままに理解してみるべきものである^③。

また、里数に基づく郡の等級付けが改新詔にまで遡るとなると、問題はさらに複雑になってくる。というのも、戸令2のそれは条文の相互関係から五十戸一里を前提とするものであろうが、このことを大化の制にそのまま遡及することができるといえば、話は別だからである。孝徳朝における立評の前提に五十戸制といった地域編成の存在を認めることができるのか、さもなくば等級設定は如何にして可能なのか、当規定は孝徳朝のものではないのか、といったことが問題になってくる。

里制の起源については、佐々木恵介氏が今日の通説的理解を打ち立てており、「里の編成は郡内を標準課口数に基づいて均等な単位に編成していくという形でおこなわれたと思われるが、……このような里の編成によって、郡の規模を定量的に捉えることが可能になった」、「里の編成は本来郡司（＝在地首長）の支配領域として存在していた郡をも、そこから徴税量が予測・計算され得るような行政単位へと変貌させた」と述べている^④。在地首長の支配領域を受け継ぐ郡（評）の規模が定量的に測定可能になるのは、庚寅年籍による里の編成段階だというのである。

しかし、近年では天智朝に遡る可能性がある五十戸荷札木簡が石神遺跡から出土しており、吉川真司氏のように孝徳朝における非部姓の一般公戸までを含む広範な五十戸編成の実施を主張する研究者も現われている^⑤。また、徴税量の計測可能性という点に限っていえば、早く狩野久氏が天智朝以前の五十戸編成に言及し、既存の部集団を温存しつつ、仕丁の

徴発を直接的な契機として五十戸編成が行なわれたという見通しを提示していた。孝徳朝以降天智朝に到るまでの評と五十戸との関係は、あらためて再考されるべき段階に到っている。

課題は、族制的・部民制的秩序を濃厚に残す孝徳朝段階から庚寅年籍に至るまでの地域編成の実態、尋いては大化前代の画一的地域編成の存否に収斂する。その際に想起されるのが仕丁徴発の旧制である。鎌田元一氏は「評制施行は部民制の廃止に対応する体制であり、なおその評の内部には各種族長層の私的隷属民が蔽として存在し、その点では以前の状態と何の変わるころもなかった」、^①「旧部民と族長層の私民との混在の状態によつては地域的な編戸は困難と思われる」としつつも、他方では「旧制として示された三十戸に一人の差発単位が、或いは評制施行当初の編戸単位を示しているかもしれない」と述べている。^②私は、このような問題こそが先の不規則な郡の等級規定と不可分の関係にあると考えるものである。いまだ五十戸制が十分に施行されていない段階で、里数を基準に立評が行なわれているとするならば、そこに現われる里数なるものは何を指しているのか。令制では郡の等級は郡領の員数を決定するものであるが、評司員数に階等など存在しなかつたとするならば、評の等級規定は何のために必要であつたのか。孝徳朝における全国的な立評を認める今日の研究段階からすれば、新たに立てられた評は旧来の秩序を自らの中に飲み込みながら同時に新しい地域編成を生み出していく主体となるような存在であり、そういう意味で改革の要の位置を占めるものであつたといえるわけである。

本稿は、改新詔の郡の等級規定に現われた数字を一つの定点として、大化前代の地域編成が如何なるものであつたか、そうした前提を如何様に吸収しながら孝徳朝の立評が遂行されたのかについて解明することを目的とするものである。

① 郡評論争を通して郡字使用は大宝令以降と決着したかの如くで、

「日本書紀」に散見する郡も文飾とされている。しかし、当規定を大宝令以降の造作とみなさず、旧制に淵源をもつとみるかぎり、「凡評、……」と単純に書き換えることはできない。というのも、そうである

ならば里字も五十戸の文飾とすべきであらうが、「以四十里……」が「以四五十戸」となつて表記できないからである。口頭言語を反映する本前は記述言語たる法制と異次元の言語領域をなす。大宝令以前でも法令では唐制を意識した郡字が用いられていた可能性が高い。

- ② 坂本太郎『大化改新の研究』（坂本太郎著作集）第六卷、吉川弘文館、一九八八年。初出は一九三八年。
- ③ 青木和夫『古代豪族』小学館、一九七四年。
- ④ 佐々木恵介「律令里制の特質について——日・唐の比較を中心として——」（『史学雑誌』九五—二、一九八六年）。
- ⑤ ただし、この木簡は天武朝の溝から出土しており、書体からもなお慎重な判断が求められるものである。独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所編『評制下荷札木簡集成』東京大学出版会、二〇〇六年。また、岸俊男『白髮部五十戸』の貢進物付札（同『日本古代文物の研究』塙書房、一九八八年。初出は一九七七年）も参照。
- ⑥ 吉川真司「律令体制の形成」（歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座』第一巻、東京大学出版会、二〇〇四年）。
- ⑦ 狩野久「部民制」（同『日本古代の国家と都城』東京大学出版会、一九九〇年。初出は一九七〇年）。
- ⑧ 鎌田元一「評の成立と国造」（同『律令公民制の研究』塙書房、二〇〇一年。初出は一九七七年）。井上光貞氏も白雉三年までの三十戸制の永続を認めていた。井上光貞「大化改新の詔の研究」（『井上光貞著作集』第一巻、一九八五年。初出は一九六四年）。

第一章 改新諸詔に現われた大化前代の地域編成

本章では、『日本書紀』に掲載された改新諸詔が自らの歴史的前提、改革の対象として描く大化前代の地域編成を抽出する。改新政府により否定された旧制であり、新しい国制への転換点を語る必要から否定的に叙述されたものであるから、敢えて造作される類のものではなく、『日本書紀』の記事のなかでは相対的に実態を映し出した部分だと考えられる。

第一節 国司国造制（国宰制）

まず、個々の改新関係記事が当該期の国司発遣のサイクルにしっかりと組み込まれていることを明らかにし、あわせて国司制度の起源について若干の検討を加えておきたい。大化前代の国司については、黛弘道氏の研究以来、「ミコトモチ（国宰）」と称される臨時の使者で、ミヤケの管理を本来の役割として生み出されたとする見解が有力である^①。しかし、藪田香融氏の指摘もあるように恒例常駐の官とすべきであろう^②。そう考える根拠は以下の如くである。

第一に、『日本書紀』に描かれた大化の諸改革が八月と三月とを基準とするサイクルで組み立てられていることに着目

表1 改新の過程と二つの政策の流れ

年 月	事 項	国司発遣サイクル	I 公戸対象政策	II 入部・部曲対象政策
大化元年六月	乙巳の変			
大化元年八月	東国国司詔 鐘匱の制	〔大化元年度国司〕発遣	東国を含む全国の国家民・公的ミヤケの造籍校田 造籍校田に際して発生しうる諸問題の判断方法の指示	私有民の概数チェック 私有民廃止宣言と食封制導入 皇太子奏請
大化元年九月 大化二年正月	民の元数を録す 改新の詔	〔大化元年度国司〕発遣	〔官司の屯田〕の廃止	
大化二年三月	東国国司の判定 旧俗廃止詔	〔大化元年度国司〕発遣		
大化二年八月	品部廃止前詔	〔大化二年度国司〕発遣	大化元年度の造籍校田の成果をふまえた班田の実行	私有民廃止を国司に命じ、併せて官位制による禄制導入を宣言
大化三年三月		〔大化二年度国司〕発遣		
大化三年四月	品部廃止後詔	〔大化二年度国司〕発遣		二年度国司の帰京報告をふまえた私有民廃止への譲歩政策

したい（表上）。東国国司は八月の政策発布を受けたうえで任国に下向し、約半年間駐在する。彼らが帰朝・朝集するのは翌年の二月末ごろで、政策の実行状況や地方に関する情報が報告され、それを受けて三月には新たな対策が打ち出されている。しかもこうしたサイクルが孝徳朝になって全く新しく創始されたようには書かれていない。既往の制度を前提として改革が進められているかの如くである。西国や東の近国（尾張・美濃までの範囲）では以前からこうした形での国司発遣が行われていたのではないだろうか。

第二に、実際皇極天皇二年（六四三）十月己酉（三日）条には、

饗賜群臣伴造於朝堂庭。而議授位之事。遂詔国司。如前所勅。更無改換。宜之厥任。慎爾所治。

という記事がみえる。舒明天皇の葬礼、皇祖母命（吉備姫王）の病と葬送（同年九月壬午・丁亥・乙未・丙午条）が重なり、皇極女帝は「その床側をさらず視養あり」という状況に置かれて朝政を行なうことができなかつた。八月恒例の国司発遣が遅れたのであろう。だからこそ十月の発遣を「遂に国司に詔す」「前に勅せる所の如く……」と表現しているのである。^③

第三に、推古天皇十二年（六〇四）四月戊辰（三日）条に掲載された十七条憲法には、

十二曰、国司・国造、勿斂百姓。……所任官司、皆是王臣。何敢與公賦斂百姓。

とあり、「国司国造」という語が現われる。後世の潤色もあり、本来は「国宰国造」であつた可能性もあるが、国司が在地の国造を引き連れて部内を巡行することが前提とされており、大化二年三月辛巳条にみえる「莫因官勢取公私物」とや「於百姓中每户求索」と事情は一致する。「上京之時、不得多從百姓於己。唯得使從国造・郡領」という上京・朝集の制も、この段階で確立していた可能性が高い。^④

第四に、安閑天皇元年（五三四）四月朔条には、

内膳卿膳臣大麻呂、奉勅、遣使求珠伊甚。伊甚国造等詣京遲晚、踰時不進。

という上総国伊甚屯倉の起源譚が掲載されている。「踰時」とあるように四月では遅延だといっているのであるが、この

大麻呂の事例は臨時の發遣のようにもみえる。とはいえ、国造が使(ミコトモチ)と共に上京すべきであったとされていることから、少なくとも大化前代国司(国宰)の原型をなすものと位置づけることもできよう。

以上より、大化前代、おそらく七世紀初頭までには、八月に国司が發遣され、複数の国造領域を跨ぐ任国に駐在、国造を率いて「部内」を巡行し、翌年二月末には国造らと共に上京・朝集するというサイクルをもつ(「国司国造制」と称すべき制度が確立していたと考えられる。このサイクルは後の国司制とは大きく異なるが、農繁期を終える収穫期に地方に向き新嘗祭を挙行し、収納を監察、新春の二月に祈年祭を挙行したうえで、^⑤国造を伴い入京・報告したのであろう。西国と一部の東国(尾張・美濃)では既に、国造を伴った国司の上京という(「国司国造制」が推古朝ころまでには機能し始めていたようで、東国において東国国司詔で初めて国造領域を跨いだ総領的存在として制度化されたのは、それに学んだものだと考えられる。なお、畿内においては東国国司詔段階でも専使が發遣されており、改新詔で初めて畿内国が設定され、国の一つとして位置づけられた。二年三月の甲申詔でもなお、畿内使が他の国司とは別扱いにされていることも見落とせない。

第二節 改新諸詔からみた地域編成(Ⅰ)——公戸系統——

如上の国司發遣のサイクルを想定したうえで、あらためて改新諸詔の分析を行なってみよう。先の表1で示したように、大化の諸改革は、(Ⅰ)公戸系統の改革、(Ⅱ)子代入部・豪族部曲系統の改革という二つの流れに大別することができ、これによつてはじめて改革の複雑な過程を整合的に理解することが可能となる。

最初に(Ⅰ)の公戸系統の改革、即ち大化元年(六四五)八月庚子(五日)の東国国司詔・鐘匱の制から、大化二年三月辛巳(十九日)の「官司屯田」廃止、大化二年八月癸酉(十四日)における大化元年度造籍校田をふまえた班田実行の命令に至るまでの一連の改革に目を向けよう。詳細に見ると、元年八月庚子条に現われる諸概念には明確な対応関係が確認さ

れ、「A」「B」二つの秩序を前提とした記述になっていることが確認される。まず、

a 凡国家所^(A)有公民^(B)、大小所^(B)領人衆、汝等之^(B)任、皆作^(B)戸籍。及校^(B)田畝。

とあり、この部分から大化元年の第一次国司発遣で指示された造籍・校田の対象は、「国家の有てる所の公民」と「大小階でいち早く掌握されうる対象であること、大化二年に始まる入部・部曲の廃止とは明確に区別されていることから、そう考えるべきではない。実際、品部廃止詔の方では廃止後にはじめて「国家民」となるわけだが、こちらは既に「国家所有公民」と並び称され、一段階早い改革の対象となっている。また、「A」「B」の部分単なる対句と見る向きもあるが、これは以下に一貫して現われる分類である。

b 若有^(B)求^(B)名之人、元非^(B)国造、伴造^(B)・^(A) 県稻置、而輒^(B)詐訴言「自^(B)我祖時、領^(B)此^(B)官家^(A)、治^(A)是郡県」。汝等^(B)国司、不得^(B)隨^(B)詐便。牒^(B)於朝。審得^(B)実状、而後可^(B)申。

ここにみえる「国造」「伴造」「県稻置」を文字通り並列とする読みもあるが、後半に「此の官家を領す」「是の郡県を治む」という二類型の支配方式が併記され、それらが前半の「伴造」と「県稻置」とにそれぞれ対応していることこそ重視すべきである。「官家（ミヤケ）」を「領」するのが「伴造」であり——aの「大小所^(B)領人衆」の表現とも一致する——、「郡県」は語順の対応や同一文章内での同一語「県」の使用から判断しても「県稻置」の所轄とみられる。「国造」が筆頭に置かれているのは、この両者を部内に含みこんでいるからであって、支配系統からすればいうまでもなく県稻置の上に位置する。ここはやはり石母田正・笹山晴生氏の如く「国造、伴造・県稻置」と読むのが妥当であろう。^⑥前者は「領」字の使用からa—「B」部分（大小ミヤケの伴造が率いる部民）に対応し、後者はa—「A」に対応すると考えられる。なお、この読み方は当然、当該期の「国造と地方伴造との統属関係」の認識如何に関わってくるが、以下の考察をふまえて後述する。

c 又、国司等、在国不得判罪。

この部分は、次に掲げた同日の鐘匱の制と表裏一体のものである。

d 是日、設鐘匱於朝。而詔曰、若憂訴之人、有伴造者、其伴造先勘当而奏。有尊長者、其尊長先勘当而奏。若其伴造・尊長不審所訴、收牒納匱。

ここにみえる「尊長」は、「伴造」と対比的に語られる概念であり、勘当権を行使する主体とされていることから、——また、古代日本において血族的な宗族の意識が希薄であることを踏まえればなおさら、——単なる尊属の意だとは考え難い。また、この鐘匱の制をうけた処断が大化二年二月戊申（十五日）条に具体的に記されているが、前半で「京官における役民留役」を禁止すると共に、後半では「集在国民所訴多在。今将解理。諦聽所宣。其欲决疑、入京朝集者、且莫退散・聚待於朝」と詔されている。「卿等、臣連」に加えて「国造、伴造、及諸百姓」に語りかける当詔において、傍点部分はまさにcと関わる部分であつて、二月に大化元年度国司と共に朝集した国造・伴造らを指す。以上をふまえると、dの「尊長」は広く京官・外官をふくめて、「自己の所属する官司の長」を指す概念として使用されていることがわかる。地方においては国造を指し、上述の〔A〕に当たると判断されるのである。なお、成務天皇四年二月朔・五年九月条は国造のことを「君長」「長」「首长」「造長」と呼び慣わし、県稻置のことを「首渠」「首」「稻置」と称している。この法令は、続く「男女の法」や癸卯条の仏教興隆詔「巡行諸寺、驗僧尼・奴婢・田畝之実、而盡頭奏」でも確認されるように、実際的には造籍・校田の過程で発生した領有・婚姻・奴婢などをめぐる諸問題の処理に関するものであつて、その最終決裁を国司が在地において独断で下すことを禁じ、奏上裁可を義務付けたところにその眼目がある。^⑦

最後に、

e 上京之時、不得多従百姓於己。唯得使従国造・郡領。

の部分だが、c・dと共に朝集・訴訟に関わるものである。これまでの対概念から見ても、ここに「郡」とあるのは大化前

代のコホリミヤケのことであり、早く田中卓氏も指摘しているように「郡領」はその管理者たる伴造を指すと考えるべきであろう。^⑧「郡領」を令制の語として、すぐ直前の国造に対する注記だとする坂本太郎氏の解釈は成立困難である。^⑨当事者たる百姓自身を多く証人として伴い上京するのではなく、dにあるように一応の判断を行なった国造・伴造からの報告・説明に限ろうとしていることは先述の通りである。

以上、各史料に現われた構成要素には明確な対応関係が確認され、「A」「B」二つの秩序を前提とした叙述になっていることがわかった。即ち、国司（国宰）の下には、

〔A〕 国造——— 県稻置——— 公民（国家所有公民）

〔B〕 大小ミヤケの地方伴造——— 伴・部民（大小所領人衆）

という二つの支配系統が存在し、国司が国造・伴造を引き連れて上京するというシステムが機能していた。そして、両者が国制を構成する公的秩序であったことは、国造管下の民が「国家所有公民」と表現されていること、大小ミヤケを管理する伴造が他の諸官司と同じく勘当権を有していたことなどから明らかである。ここにいう大小ミヤケは、王権もしくは官司ツカサに直属する施設・経営体であり、領される「人衆」もまた入部・部曲とは次元の異なる国家部民であった。これらは大化元年度に発遣された第一次国司が造籍・校田を施した対象であって、大化二年三月辛巳詔に「宜罷官司処々屯田及……以_レ其屯田班賜群臣及伴造等」とあり、大化二年度の国司発遣では「今發遣国司并彼国造可_レ以奉聞。去年付_レ於朝集之政者、隨_レ前处分、以_レ收数田、均給_レ於民。勿_レ生_レ彼我」（なお、すでに去年に朝集に付した政については、前の処分どおりにチェック済みの田を順次班給するように）とあるように、大化二年以降の入部・部曲廃止政策とは異なる段階を踏むものであった。

次に、大化元年九月甲申(十九日)詔に始まり、大化二年の改新詔、そして八月の品部廢止詔へとつながる、国造部内に設定された子代入部や豪族部曲に対する一連の改革に注目する。これらの史料には「○○の立てたる(置きたる)○○の民」という語が必ず伴い、メルクマールとなる。(Ⅰ)とは別系統の政策群(Ⅱ)である。

まず大化元年九月甲申詔に、

遣_レ使者於諸國、録_レ民元數。仍詔曰、自_レ古以降、每_レ天皇時、置_レ標代民、垂_レ名於後。其臣連等・伴造・国造、各置_レ己民、恣_レ情驅使。又、割_レ國界山海林野池田、以為_レ己財。

とあるが、この「民(カキ)の元数を録す」はあくまで「己民」「己財」(私民・私地)の概算調査であり、大化元年八月詔との重複ではない。そして「為_レ私地買_レ与百姓、年索_レ其佃。從_レ今以後、不得_レ買_レ地。勿_レ妄作_レ主兼_レ并劣弱」という文章が続くように、とりあえずは私的な賃租や部曲化にストップをかけていることも、翌年の本格的な改革の準備であることを示している。^⑩ これを受けた新方針の宣言が大化二年正月朔の改新詔である。

罷_レ昔在天皇等所_レ立_レ子代之民、処_レ屯倉、及別_レ臣連伴造国造村首_レ有_レ部曲之民、処_レ田莊。

さらにそれを受けて、大化二年三月壬午(二十日)に皇太子奏請が出される。

皇太子使_レ使奏請曰、……。現為_レ明神御八嶋国天皇問_レ於臣曰、「其群_レ臣連及伴造国造所_レ有_レ昔在天皇日所_レ置_レ子代入部、皇子等私有_レ名入部、皇祖大兄御_レ名入部、謂_レ移人
大兄也。及其屯倉、猶如_レ古代_レ而置_レ以不_レ。……。

そして、大化二年八月癸酉の品部廢止詔である。

詔曰、……。而始_レ王之_レ名_レ臣連伴造国造、分_レ其品部、別_レ彼_レ名_レ名。復、以_レ其_レ民品部、交雜_レ使_レ居_レ国界。……。由是、争競之訟、盈_レ国充_レ朝。……。粵_レ以、始_レ於_レ今_レ之御_レ寓_レ天皇及_レ臣連等_レ所_レ有_レ品部、宜_レ悉_レ皆罷_レ為_レ国家民。

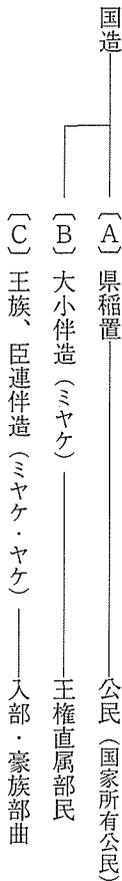
これは改新詔の単なる繰り返しではない。八月の詔であること、後半に国司に対する呼びかけがあることから、大化二年度発遣の国司に対して発せられた詔であることがわかる。改新詔の実質的施行である。そして大化三年四月壬午詔には、

詔曰。……而習旧俗之民、未詔之間、必当難待。故始於皇子群臣及諸百姓、將庸調。

とある。帰京した大化二年度発遣国司の報告を受けて、あらためて出された詔である。これら一連の流れを有する政策は子代入部や豪族部曲に対する処置であつて、「昔在天皇等所立子代之民、処処屯倉」や「別臣連伴造国造村首所_レ有部曲之民、処処田莊」は、(一)の「大小所_レ領人衆」「郡領」「官家」とは別系統の対象なのである。大化元年九月の民数調査を受けて大化二年の改新詔で宣言され、同年八月から大化二年度発遣国司により実行に移されていくわけである。入部・部曲廃止の代替として大夫以上に食封を支給するが、食封設定は滞つたようであり、一年後でもなお「官人百姓」のみならず「皇子群臣」以下にも庸調の支給を行なっている。

第四節 大化前代の地域編成の枠組み

以上、『日本書紀』の改新諸政策から抽出された国造制を纏めると、次の図のようになる。



改新諸詔はこの三系統の地域編成をふまえて叙述されているのである。そして、この中の〔A〕と〔B〕とが公的な制度と認識されていたこと、〔C〕はそれらとは別の範疇と捉えられていたこと、従つて両者の処置においてもそれぞれ独自の過程を経たということに注意しておきたい。

復元されたこの〔A〕〔B〕〔C〕の三つの類型を最も典型的な形で示してくれているのが、皇極天皇元年（六四二）是

歳条にみえる著名な蘇我蝦夷・入鹿による雙臺造宮の記事である。

盡發^(A)拳國之民、并百八十部曲、預造雙臺於今來。……更、悉聚^(C)上宮乳部之民、……役使^(C)埜埜所。……上宮大娘姫王發憤而嘆曰、蘇我臣專擅^(A・B)國政、多行無禮。……何由任意悉役^(C)封民、……。

ここで「拳國之民」(A) 并百八十部曲 (B) と対比する形で、「更、悉聚^(C)上宮乳部之民」(C) と書き加えられ、これを受けて「專擅^(A・B)國政」(A・B) と「悉役^(C)封民」(C) という二つの弊害へと括られている。「國政」に直結する (A) 國造稻置系統と (B) 公的ミヤケ系統の民のみならず、上宮王家の「封民」たる (C) 私的ミヤケ系統 (入部・部曲系) の民にまで手を伸ばしたことを大娘姫王が非難したという文脈であり、両者は明確に峻別されているといえよう。

ただし、大化二年三月壬午 (二十日) 条の皇太子奏請をみると、

別以^(A)入部及所封民簡充^(B)仕丁、從^(C)前処分。自余以外、恐私驅役。故猷^(A)入部五百廿四口、屯倉一百八十一所。

と、「前の処分」なるものにより暫定処置として入部・所封民からの仕丁簡充が指示されていることが知られる。このことが可能なのは、入部すなわち (C) 系統の役民徵発率が (B) 系統で用いられていた仕丁徵発率と同じだからである。^①

(B) (C) は領有の主体こそ異なれ、同じミヤケ系として仕丁徵発率が三十戸単位であるという点で同じ質を有するものであった。

なお、以上の考察は、当時の認識において (B) 王権に直屬する経営体・施設といった公的ミヤケと (C) 入部・部曲などの封民的なヤケが二つの異なる類型と認識されていた事実を抽出したものであって、鎌田元一氏の把握した「ベとカキとの一体性」という領有実態を否定するものではない。王権により設定された (B) (C) は本来的に同じ構造をもち、その何れもが管掌を委ねられた伴造らによる領有対象 (カキ) という性格を帯びることになっていたからである。

① 黛弘道「國司制の成立」(同「律令國家成立史の研究」吉川弘文館、

一九八二年。初出は一九六〇年)、井上光貞「大化改新と東國」(『井

上光貞著作集』岩波書店、一九八五年。初出は一九五四年、改稿一九六五年)。

② 藪田氏は『日本書紀』敏達天皇六年（五七七）五月条の分註などから「幸は常駐の官人で現地人の首長を監督する行政官であった」とする。藪田香融「律令国郡政治の成立過程——国衙と土豪との政治関係——」（同）『日本古代財政史の研究』塙書房、一九八一年。初出は一九七一年。

③ 坂本太郎「朝集使考」（同）『日本古代史の基礎的研究』下、制度篇、東京大学出版会、一九六四年。初出は一九三一年。

④ 早川庄八「選任命・選叙令と郡領の「試練」」（同）『日本古代官僚制の研究』岩波書店、一九八六年。初出は一九八四年。参照。

⑤ 国家儀礼としての祈年祭の成立は天武朝に下るが、任地に二月初頭まで駐在することや、大化元年に東國国司と共に任命された畿内使が、のちの『延喜式』の祈年祭祝詞にもみえる倭の六県に発遣されたことからすれば、東國国司、ひいては大化前代国司が祈年祭の原型となる年穀豊穰祭祀を行なった上で帰京したことが想定される。

⑥ 石母田正『日本の古代国家』岩波書店、一九七一年、第四章第二節、

第二章 大化前代の地域編成の具体像〔A〕

——国造稻置系統における八十戸編成——

前章では、孝徳紀の記事から、〔A〕国造稻置系統、〔B〕公的ミヤケ系統と、〔C〕私的ヤケ系統、という地域編成を抽出した。これを一つの仮説的スケッチとして、本章ではまず〔A〕の国造稻置系の支配系統をより具体的に描き出してみよう。

第一節 国造の起源に関する『日本書紀』の認識

国造制研究の基礎を築いた井上光貞氏は、国造・県主からなる国県制の制度的確立を高く評価した。しかし同時に、そ

井上光貞監修・笹山晴生訳『日本書紀』中央公論社、一九八七年。

⑦ 藪田註②論文も、裁判権を有する国造の支配権への干渉を戒めたものとする従来説（井上註①論文など）を否定し、訴訟問題の現地での解決を禁じたものとしている。

⑧ 田中卓「郡司制の成立」（『田中卓著作集』第六卷、国書刊行会、一九八六年。初出は一九五二年・一九五三年）。

⑨ 坂本はしがき註②著書。

⑩ 大化二年三月辛巳条に廃止されることになる「吉備嶋皇祖母処々貸種」も、この時の政策を受けたものであろう。

⑪ 藪田氏は、引用史料の前半部を、新制によって定められた食封に近い新の内部で、壬生部が後の東宮湯沐となったこときものとしている。藪田香融「皇祖大兄御名入部について——大化前代における皇室私有民の存在形態——」（同）『日本古代財政史の研究』塙書房、一九八一年。初出は一九六八年）。

の地域的偏差をも描き出し、族制的関係の存続を認めた。^①その後、後者の側面が関梟氏の畿内制論や石母田正氏の在地首长制論と融合することで、「畿内王権と国造との関係は外交的とも称すべき関係である」、「国造は反乱傳承をともなう服わぬ在地首长である」といった国造イメージが生み出されることになった。統一的な地方制度という意義を強調していた国県制論の形骸化だともいえる。しかし前章でみたように、改新政府は国造管下の民を「国家所有公民」と呼び、政府直轄のミヤケと並ぶ公的な秩序と位置づけていた。また、外交時の国造の使者任命（応神天皇十五年八月条）や、東国国司の功過判定に際しての国造への聴き取り（大化二年三月辛巳条「今問朝集使及諸国造等、国司至任奉所誨不」）などからみても、政府が国造に対して一定の信頼を置いていたことも無視できない。ここでは、国造を「地域に蟠踞する服わぬ在地首长」というイメージで捉えることがそもそも妥当かどうかを検討する。

国造の起源については、成務天皇四年二月朔条や同五年秋九月条にみえる国造設置傳承が著名だが、むしろ注目すべきはそれに先立つ景行天皇四年二月甲子条の美濃国巡行記事である。

仍喚八坂入媛為妃、生七男六女。第一曰稚足彦天皇、第二曰五百城入彦皇子、第三曰忍之別皇子、……第十三曰弟姫皇女。又妃三尾氏磐城別之妹水齒郎媛、生五百野皇女。次妃五十河媛、生神櫛皇子、稻背入彦皇子。其兄神櫛皇子、是讚岐国造之始祖也。弟稻背入彦皇子、是播磨别之始祖也。次妃阿倍氏木事之女、高田媛、生武国凝别皇子。是伊予国、御村别之始祖也。次妃日向髮長大田根、生日向襲津彦皇子。是阿牟君之始祖也。次妃襲武媛、生国乳别皇子与国背别皇子。一云、富道豊戸別皇子。其兄国乳别皇子、是水沼别之始祖也。弟豊戸别皇子、是火国别之始祖也。夫天皇之男女前後并八十子。然除日本武尊・稚足彦天皇・五百城入彦皇子外七十余子、皆封国郡、各如其国。故当今時、謂諸国之别者、即其别王之苗裔焉。

景行天皇が弟媛に求婚するも拒否され、代わりに姉の八坂入媛を娶って多くの子をなしたという前半部を受けて、後半では「別王の分封」が語られ、『日本書紀』構成上、成務紀の国造設置の前提をなしている。「当今時、謂諸国之别者、……」とあり、この言説が生み出された段階に「別」なる存在が諸国に居住していたという現実を踏まえた、地方支配の

遡及的説明になっている。^③ここにあげられた実例には、祖たる皇子の名に「別」の語が含まれない例や子孫が「別」の称を帯していない例も散見するが、「三太子以外の七十余子は別王として地方に下り、その苗裔が現在「諸国の別」と称されている」と一体的に説明する叙述形式になっているわけだから、「播磨別之始祖」である稲背入彦皇子も別王と認識されているはずだし、兄の神櫛皇子も当然別王であろう。従って神櫛皇子を「讃岐国造之始祖也」と記すのは、諸国之別が国造になつていてという認識であり、「日向襲津彦皇子、是阿牟君之始祖也」も阿牟君が諸国之別であるという前提で記されているといえよう。実際、『上宮記』系図や和氣系図からもワケから君姓への推移がリアルに跡付けられる。

また、前半は「天皇が在地の女性姉妹に池のほとりで求婚して子を生む」という天皇巡行譚の典型であり、笠沙の御前におけるホノニギノミコトと大山津見の娘であるコノハナサクヤ媛・石長媛との神婚譚をベースにもつものである。在地の「水の女性」と「稲霊たるスメ（皇）」との神婚を象徴する話が付されていることには、これによって別王による在地支配の正当性を説明しようという意図が込められている。

第二節 別と国造——国造制の第一段階——

他方、現実の国造の姿に目を向けてみると、それらは二つの典型的な類型に分けられることに気づく。第一が反乱伝承をとともなう国造で、その多くは君姓を有する。第二は直姓の国造である。

国造に付された服わぬ存在というイメージは、この第一類型の国造から作り上げられたものである。しかし、その典型的な実例として上毛野君・吉備臣・筑紫君を検討してみると、以下の如き二つの特徴が抽出される。

①上毛野君・筑紫君は、ともに「君」姓の国造である（応神天皇十五年八月条「時、遣上毛野君祖、荒田別・巫別於百濟」、継体天皇二十一年十二月条「筑紫君、葛子恐、坐父誅、獻糟屋屯倉、求贖死罪」）。吉備臣は中央貴族の姓である「臣」を得ているために君姓が表面には現われただけである。

②上毛野君・吉備臣は、ともに「別」を祖にもつ（応神天皇十五年八月条（前掲）、同二十二年三月丁酉条「兄媛者、吉備臣祖御友別之妹也」、同二十二年九月庚寅条）。筑紫君の祖は『日本書紀』には見えないが、君姓を共有し、大彦の子孫であることから、やはり別であると考えてよいだろう。

これらの特徴はまさに、先の景行紀から導き出された別国造の特徴と一致する。国造が地域に大きな勢力を誇り反乱伝承を有するのは、在地に根を張る服わぬ在地首長だからではない。むしろ地方に流れ至った大王の末裔^①「別」を祖とする君姓国造にこそ反乱伝承が見られるのである。大王の末裔である、もしくは末裔であると自称する「貴種性」ゆえに自主自立の意識が強く、地域反乱の結集核になったと考えるべきであろう。在地豪族が自立的な「氏族」として強固な結束をもって独自に反乱を起こすことのできないような王権依存性・未熟性こそが、古代日本の「氏」の特徴だといえる。「別」の起源が「水辺の神婚譚」と共に語られているように、祝詞にいう「皇神」^{すめのみ}としての權威、すなわち穀霊的權威を掲げて在地に根を張っていったのである^②。このように「別」がそのまま国造の始祖になっている類型を、君姓を有する〔ワケ型国造〕と名付けよう。

他方、国造で最も典型的なものは直姓国造であるが、これまた「別」を介して国造の地位を得たのではないかと考えられる。景行紀でも、神櫛皇子の如く子孫がそのまま讃岐国造になっているような例がある一方で、稻背入彦皇子や武国凝別皇子のように播磨別・伊予国御村別の始祖とのみ記されているものもある。この書き分けは、後の「国造本紀」などのように国造が自らの始祖を好んで皇族系譜に仮託する以前の「国造と別との並存状態」を直截的に描き出している。すなわち「別」と主従関係や婚姻などの密接な関係を得ることで国造の地位を得た在地首長（県主）が直姓国造なのではないか^③。そして「別」を奉じて国造の地位を得た特定の有力県主と支配隷属関係を結んだ周辺の県主たちが「稲置」と称されるようになったと考えられる。直木孝次郎氏は欠史八代系譜において県主家から多くの后妃が出ていることに注目されたが、大和においては大王自身が強力なワケ王に相当し、周辺の有力県主は大王家との血縁関係を重ねることで直姓を付与

されて、国造（倭国造、葛城国造、都祁国造）となったのである。まさにこの大王家と県主家との濃厚な婚姻の構図こそ、地方におけるワケ王と直姓国造との関係を暗示する事例だといえよう。^⑧ また、允恭天皇二年二月己酉条にみえる鬮鷄国造の「貶其姓、謂稻置」という記事は、直姓国造と稻置との間には質的な差がなかったこと、本来は同等の県主であったことを示している。安閑天皇元年七月辛酉朔条、閏十二月壬午条にみえる三島県主飯粒の行動も、王権への屯倉献上という行為を通して国造凡河内直味張との間の旧来の支配隷属関係を脱しようという試みであったと解することができる。このような有力県主が別王を奉じて国造の地位についたものを、直姓を有する〔在地首长型国造〕と呼ぶことにする。^⑨

以上、景行紀の分封とそれを受けた成務朝の国造任命は、仁徳天皇十六年七月朔条の「播磨国造祖、速持」や履中天皇六年二月朔条の「是（筆者註：鯉魚磯別王の子鷲住王）、讃岐国造・阿波国脚昨別、凡二族之始祖也」などの記述の存在からみてそのまま当該期の史実とするわけにはいかないが、国造支配の正当性が「別」なる貴種に直接的もしくは間接的な形で媒介されることよって担保されていたことは事実として認めてよいのではないか。なお、この段階では各地域において国造管下に入っていない県主が少なからず存在したことはいうまでもない。

第三節 部内支配の確立と国司国造制——国造制の第二段階——

それでは、この五世紀頃に「別」の南向という触媒を介して国造の地位を得た有力県主が、周辺の諸県主を稻置と位置づけて作った族制的秩序は、何時・如何にして部内支配へと転化したのであろうか。

ここで注目すべきは、先に復元した大化前代の〈国司国造制〉、すなわち毎年八月に発遣された国司（国宰）が国造を率いて部内を巡行し、二月～三月に共に上京・朝集して報告を行なうシステムであり、少なくとも推古朝までには確立したと考えられる。毛利憲一氏の提示した「国宰の立ち寄る「国」が国造に先行する」という仮説には、それがなぜ一二〇箇所程度になったのか十分に説明できないなどの疑問もあるが、「別」に媒介された旧式の国造制が新たに発遣されるこ

とになった国宰の下に位置づけ直された、すなわち旧来の国造制が〈国司国造制〉というべき第二段階へと脱皮した、という意味では首肯すべきものだといえよう。^⑩ 既往の国造は、国宰（くにのみことち）への供給を義務付けられる代わりに、「くにのみやつこ」と認定されていくわけである。ここに国造は、〈国司国造制〉に組み込まれた国家的な地位となり、それゆえ伴造の管するミヤケもまたその部内に組み込まれていくことになる。石母田氏は二次的に編成された在地首長として「大國造」を想定したが、大國造・小國造の区分に問題が残ることは近年指摘されているところである。むしろ私はこれを〈国司国造制〉に組み込まれた第二期の国造制として捉え、地域によっては、新制度を円滑に運用すべく旧来の国造を超える「凡國造」のような地位が設定されたと考えるものである。先述の東國国司詔にみられる国造の下に地方伴造と稻置が属するかのごとくみえる構造は、大國造制云々の問題ではなく、国司を奉じた国造が旧来の稻置のみならずミヤケの伴造をも管下におさめて領域支配を成し遂げた〈国司国造制〉の秩序を反映したものである。なお、崇峻天皇二年（五八九）七月朔の國境画定は国司制度を東國にまで拡大する準備作業であり、東國国司發遣は既に六世紀中葉には西國近國で施行されていた当該の制度を東國にまで適用したものである。

東國国司が〈国司国造制〉の遅れた実行だとすると、東國国司詔にみえる国司と国造との関係には、国司巡行を契機として「国造部内」が設定されていく旧来の地方支配展開の姿が垣間見られるはずである。大化二年八月癸酉条の、

宜觀_レ國々疆界_二或_レ國持來奉_レ示_一。國_レ界_之名_レ來時將定_一。國々可_レ築堤地_一、可_レ穿溝所_一、可_レ墾田間_一、均給使_レ造_一。當_レ開_レ解此所_一宜_一。
という記事もこれと対応するものである。また、『常陸國風土記』行方郡条で継体朝の人物とされる箭括氏麻多智は、この地で恐れられていた自然神夜刀神（氾濫する谷川の水の象徴）を山口のほうへ追い払って地域の開墾を成し遂げたのであるが、その首長制的支配は孝徳朝の行方立評に際して茨城國造の壬生連麿による領域的支配に取って代られることになる。

設_レ社初祭者_一。即_レ還_レ發_レ耕田一十町余_一。麻多智子孫相承致_レ祭_一、至_レ今不_レ絶_一。其後、至_レ難波長柄豊前大宮臨軒天皇之世_一、壬生連麿、

初占其谷、令築池堤一時、……。

ここに「相承致祭、至_レ今不_レ絶」とあるように、その後麻多智の子孫は自らの政治性を払拭しつつ、夜刀神（水神）を祭る祭祀集団となつて奈良時代以降も生き延びていく。これが従来いわれる県主の祭祀的性格なのである。東国ゆえに時代がやや下つた事例となるが、この麻多智こそこれまで国造の管下に組み入れられていなかった県主の実例であつて、国司巡行とともにその支配領域が国造部内に組み入れられていく様子がリアルに示されている。

以上を整理すると、国造制には、①別（ワケ）を媒介とした宗教的かつ族制的な秩序をもつて構成された（ブレ国造制）と称すべき国造制の第一段階、②大化前代のミコトモチ制の成立に触発されて部内支配を実現する（国司国造制）と称すべき国造制の第二段階、という二つの歴史的段階があるということになる。これは石母田正氏が想定した「大國造・小國造」なる視角を歴史化して捉え直したものだともいえよう。

第四節 『隋書倭国伝』にみえる八十戸編成

『隋書倭国伝』には、開皇二十年（推古天皇八年、六〇〇）の遣隋使が習俗等を問われた際の答弁として、

内官有_二十二等。一曰大徳、次小徳、次大仁、次小仁、次大義、次小義、次大礼、次小礼、次大智、次小智、次大信、次小信。員無_三定数。有_二軍尼二百二十人。猶_二中国牧宰。八十戸置_二一伊尼翼_一。翼九_一。如_二今里長也。十伊尼翼属_二一軍尼。……戸可_二十万。

という文章を載せている。冠位十二階の紹介と共に倭国の国制を説明しているのだが、「軍尼」のもとに十の「伊尼翼」が属し、「伊尼翼」には八十戸が置かれていと書いてある。ただし八十戸の存在を示す史料はこれ以外になく、国県制論自体に否定的な意見が強まるなか、近年では積極的な評価が与えられなくなつてきた。実際、井上光貞氏自身も述べているように、「八十戸置一伊尼翼」をそのままに捉えて計算してみると、『魏志倭人伝』に見える戸数よりも少なくなつてしまふ。

しかし、近年では「軍尼一百二十人」が『宋書倭国伝』の倭王武の上表文にみえる倭国の支配国数、「国造本紀」の国造数と近似することなどから、記述の信憑性を積極的に認める研究が現われている^⑤。また前章でも『日本書紀』の改新記事において国造―県稲置が公的の地方支配の枠組みと認識されていたことを確認している。

本章で詳説してきた国造制の二段階をふまえれば、この史料に一つの新たな解釈を与えることが可能となる。即ち、第一段階の古い国造制において国造が人格的主従関係（トモ的關係）を結んでいた一定数の県主（十稲置程度）の支配領域が八十戸で編成されていたのではないか。そして、この八十戸制が第二段階に至ってもなお、国造の権力が直接的に及ぶ範囲として存続し、エダチの徴発や国造軍編成の際にはその中核となつたであろう。

- ① 井上光貞「国造制の成立」（井上光貞著作集）第四卷、岩波書店、一九八五年。初出は一九五一年。
- ② 関晃「畿内制の成立」（関晃著作集）吉川弘文館、一九九六年。初出は一九五〇年。石母田第一章註⑥著書、早川第一章註④論文、大津透「律令国家と畿内」（同「律令国家支配構造の研究」）岩波書店、一九九三年。初出は一九八五年）など参照。
- ③ 別（ワケ）については、佐伯有清「日本古代の別（和氣）」とその実態」（同「日本古代の政治と社会」）吉川弘文館、一九七〇年。初出は一九六二年。上田正昭「大和国家の構造」（岩波講座日本歴史）第一卷古代2、岩波書店、一九六二年。「大和国家の成立過程」（『古代氏講座』第四卷、学生社、一九六二年）など。井上光貞氏は「史学雑誌」七二―七五、一九六三年の「回顧と展望」において上田説の方を支持している。また、阿部武彦「国造の姓と系譜」（同「日本古代の氏族と祭祀」）吉川弘文館、一九八四年。初出は一九五〇年。新野直吉「国造と県主」至文堂、一九六五年。太田亮「全訂日本上代社会組織の研究」邦光書房、一九五五年、なども合わせ参照。
- ④ 皇胤が反乱勢力の結集核となるのは、奈良時代の皇族を奉じた政争、平将門の乱、鎌倉将軍と武士団との関係と同じ構造である。
- ⑤ 播磨国縮見屯倉の屯倉徴計・弘計王、丹波国桑田郡の倭彦王、三國坂中井の男大速王とその父近江国高島郡の彦主人王などが別王の実例だといえる。また、泉谷康夫「服属伝承の研究」（横田健一編『日本書紀研究』第四冊、塙書房、一九七〇年）が、ワケと穀靈信仰との関係を論じている。
- ⑥ 「県」の概念については、「あがちた」説など古くから議論があるが、語源的な分析が必ずしも有効とは思えない。むしろ平安時代において県の語が「いなか」「地方」の意味で使用されていたことを重視すべきだろう。「県召除目」とは「地方官の任命」、「県見」（古今集九三八）は「田舎見物」、「あがたありき」（かげろう日記）は「いなかまわり」「地方官赴任」だから、県の第一義は素直に地方・田舎である。このことをふまえて、その語源を憶測すれば、「あ+かた」であろう。「あ」は「あちら」「あそこ」「あなた」のように対峙する他者を指し、「かた」は「いづかた」など「方向」「箇所」「所」の意。

従って「あがた」とは「むこうの方」「あちらのかた」というニュアンスである。従って、国制としての「県」も「王権の側からみた地方」もしくは「王権によって意識化された地方」を指し、「県主」も本来は「王権によって認知された地方・地域の首長」といった広いニュアンスを有する概念であろう。

⑦ 直木孝次郎「県主と古代の天皇」（同『日本古代の氏族と天皇』塙書房、一九六四年）。

⑧ 大津透氏は古代天皇が畿内の国造という性格を有していたとする（大津註②論文）。

⑨ 以上の二類型は、古代日本の貴種観念と豪族の王権依存性を象徴するもので、王権側からすれば自らの抱える多くの皇子の資養料を確保すべく分封の名のもと地方に下したのであるが、地方豪族の側からすれば当該地域の勢力図において他の豪族に対する自己のプライオリティーを獲得するという利益があった。地方において首長墓系列からみて不自然に隔絶した規模の前方後円墳が突発的に発生する事例がみられるのは、こうしたスメミマ下向を受けたモニュメント造営と解せるのではないか。豪族勢力の消長とみる古墳編年の設定、地域相互の階層秩序とみる前方後円墳体制論には疑問がある。なお、こうした構図はこれ以降も平将門の事例や鎌倉武士団における源氏とそれを奉ずる北条氏という関係に受け継がれていく。また多くの皇女についても、

中央貴族の妻になった実例は僅少で、史料上で行方が見えないのは、未婚のまま地方の式内社に下され、巫女になったからではないか。伊勢の齋宮はその代表格にすぎないのかもしれない。

⑩ 毛利憲一「六・七世紀の地方支配」（『日本史研究』五三三、二〇〇六年）参照。

⑪ 井上光貞「カモ県主の研究」（『井上光貞著作集』第一巻、岩波書店、一九八五年。初出は一九六二年）。

⑫ 高天原のアマテラスの弟であるスサノヲが天下り、アシナツチ・テナツチの娘であるクシナダヒメを娶り、生まれた子孫大國主神が国作りを行なうという「古事記」上巻のストーリーは、畿内の治天下大王の一族である別王が地方に下向し、在地の県主の娘を娶って、その子孫が国造になるという現実の秩序を、神話的に説明したものだといえよう。そして続く天孫降臨、すなわち国造領有域に「職を奉じる百八十部」を率いて天降るということは、国宰の発遣もしくはミヤケの設置を象徴するのであろう。

⑬ 石母田第一章註⑥著書。

⑭ 中田薫「我古典の「部」及び「県」に就て」（同『法制史論集』第三巻上、岩波書店、一九四三年）、井上註①論文。

⑮ 毛利註⑩論文。古くは岸俊男「律令体制下の豪族と農民」（『岩波講座日本歴史』第三巻、一九六二年）。

第三章 大化前代の地域編成の具体像〔B〕

——ミヤケ系統における六十戸編成——

第一節 「三十戸」単位と六十戸編成

研究史を振り返ると、改新詔にみえる「丁」差点の旧制など、「三十戸」という数字が諸史料に散見し、五十戸一里に先

行して三十戸一里の制が存在したことを主張する八木充・平田耿二氏らの説が有力であった。^①しかし、「白髪部五十戸」木簡が出土して以降、こうした議論は振り出しに戻っている。これをそのまま地域編成とみて里制の問題と短絡的に結びつけることには慎重でなければならない。

しかし、三十戸の「差点単位」が一定期間に現われることもまた否定できない事実である。この問題を考える際の基本史料は、改新詔第四条の仕丁徴発規定であるが、これは本来の内容を後の賦役令の書式に無理やり押し込んで表現したものであって、文意が不明瞭になっている。これだけならば如何様にでも読めるので暫く措き、他のいくつかの史料から推考を進めていきたい。結論からいえば、ミヤケにおける地域編成は六十戸を基準としており、三十戸という数字はそれとの関係で現われるのではないかと考える。そう考える根拠は以下の通りである。

第一に注目したいのは、戸令₁為里条に関する集解諸説である。ここには、六十戸という纏まりが存在した場合の処置をめぐる議論が繰り返し現われる。「古記」の段階では「六十戸があつた場合には三十戸二つに分割する」ことが語られている（古記云、若有₂六十戸者、為₂二分、各以₂卅戸為₂里也）。ところが「令釈」になると、三十戸説を紹介しつつも非とし、五十戸と十戸への分割が主張されるようになる（釈云、師説云、若満₂六十戸者、割₂十戸立₂一里、置₂長一人。或説、為₂二分、各以₂卅戸為₂里者、非也）。そして「義解」では、五十戸編成を当然のものとして採用するようになる（謂、若満₂六十戸者、割₂十戸立₂一里、置₂長一人。其不₂満₂十家者、隸₂入大村、不₂須₂別置也）。これらは単なる明法家の机上の空論なのだろうか。「六十戸」という秩序が広範に実在したことが、こうした議論の前提になっているのではないだろうか。

第二は、『常陸国風土記』行方郡の立評記事である。「割₂茨城地八里、那珂地七里、合七百余戸、別置₂郡家」とあるのだが、「那珂地七里」の部分は西野宣明校本には無く、宮本元球が五十戸一里から逆算して補ったものにすぎない。栗田寛も『標注風土記考証』で「尚疑あり」といつている。従って吉川真司氏のように、これを論拠の一つとして、一五里×五〇戸＝七五〇戸＝七〇〇余戸、と五十戸制の施行を唱えるのは循環論であるし、そもそも七五〇戸という五〇戸も

の端数を「〇〇余戸」とはいわない。

私の復元案は「割_三茨城地八里、那珂地四里、合七百余戸、別置_三郡家」である。実は篠川賢氏も非常に実証的な手法から「那珂地四里」を復元している。^④『常陸国風土記』行方郡条に「立項」され、『和名類聚抄』の郷名に続いていく里数は、十二里（行方里、提賀里、曾尼村、男高里、麻生里、香澄里、板来村、当麻郷、藝都里、田里、相鹿里、大生里）である。^⑤ここから篠川氏は「那珂地四里」と復元するのだが、五〇戸×十二里では六〇〇戸となる。七五〇戸に合わないとして、五十戸制が徹底していなかったためだと説明されている。しかし、そのような苦しい説明をする必要はない。

ここで想起すべきは、行方評には茨城・那珂の両地域に跨る壬生部が存在したことである。建評申請者である茨城国造小乙下壬生連麿、那珂国造大建壬生直夫子の二人は、国造であるとともに当該地域に置かれていた壬生部の管掌者でもある伴造国造であった。この壬生部を核にして設定されたのが行方評である。麿は「連」姓を受けているが、夫子は「直」姓しか有しておらず、壬生部の支配系統においては麿の管下にあるわけである。麿は、壬生部の勢力の及ぶ行方地域に対する権益を失いたくないが、自身は最も豊かな茨城地域に対する旧来の支配を継続すべくその評司に就くことを希望、そこで夫子を行方評の初代評司に推薦・配置したというのが立評の実態ではないだろうか。^⑥

このことは、八・九世紀の郡司の実例からも裏付けることができる。正倉院調布墨書には「擬主帳従八位□茨城□□」（天平勝宝四年十月カ）と見え、茨城郡では茨城某が擬主帳の地位にあり、従八位を帯びている。筑波郡の擬主帳が無位の中臣部廣敷（調布墨書、天平宝字七年十月）、信太郡では擬主政であっても无位の物部大川（同、天平勝宝四年十月）であることに比して、茨城郡の卓抜性は明らかである。茨城国造壬生連麿の後裔（一族）が郡領を継承しているのであろう。他方、行方郡では天平勝宝五年十月段階でも大領は外正八位下壬生直足人（同）であって、壬生直夫子の後裔が大領を継いでいる。なお、那珂郡は那珂国造壬生直夫子の手を離れて宇治部に属していた同族の者が評司となったことは、『続日本紀』や調布墨書の実例から推測される（養老七年二月・大領宇治部直荒山、天平宝字元年十月・擬少領宇治部大成、天応元年正月・大

領宇治部全成)。行方郡は壬生部の支配の及ぶ地域を評に設定した例であるといえよう。

迂遠な検討をしたが、この壬生部の置かれた地域がもとと六十戸編成で成り立っていたと仮定して計算してみると、(八里+四里) × 六〇戸 = 七二〇戸となる。「七百余戸」にふさわしい数字が現われ、篠川氏の疑問も氷解するわけである。

第二節 仕丁徴発規定と六十戸編成

次に、『播磨国風土記』揖保郡越部里条の記事をみてみよう。

越部里。旧名皇土中中。所_三以号_三皇子代者、勾宮天皇之世、寵人但馬君小津、蒙_三寵賜_三姓、為_三皇子代君、而造_三三宅於此村、令_三

仕奉_三之。故曰_三皇子代村。後至_三上野大夫結_三卅戸之時、改号_三越部。一云、自但馬國三宅越部來。故号_三越部村。

「安閑天皇の世に、但馬君小津が皇子代君の称を得てこの村に設定された子代の三宅に仕奉したので、皇子代村と呼ばれるようになった。そのうち上野大夫がそれを三十戸に結んだ時に至って、越部里と改称された」という。但馬君小津は但馬のワケとして但馬国造の地位にあつた一族の一人であろうが、安閑朝に設定された子代の伴造にもなつたのであろう。

上野大夫は、同書の飾磨郡条に見える庚寅年(六九〇)の国宰「上大夫」と同一人物とするのが有力な説ではあるが、大化前代の国宰制を認めるとすれば、宮本救氏による曾我部論文批判があるにもかかわらず、⑦舒明天皇二年(六三〇)に比定してもかまわない。天皇治世の記載がなく干支年のみである点で飾磨郡条と記載様式が相違しているし、里数に関する記事は当里にしか見えず、淨御原令施行早々の里制整備の画期と見られてきた庚寅年において、なぜ三十戸という旧制を採用したのかも不可解である。『風土記』の編者が集めた伝承を整理する段に持統朝の庚寅年と思ひ込んで記したというところもあり得る。いずれにせよ、ミヤケが設置されて以来、改名はあつても分割したという事実は記されていないことに注意する必要がある。そしてもととが三十戸の集落であつたならば、舒明朝もしくは持統朝になつてわざわざ「三十戸に結ぶ」と書く必要はないであらう。

ここで再び、先の改新詔第四条の仕丁規定に立ち戻ろう。

其四曰、……凡仕丁者、改旧每卅戸一人以一人充廩也、而每五十戸一人以一人充廩、以充諸司。以五十戸充仕丁一人之糧、一戸庸布一丈二尺、庸米五斗。凡采女者、貢郡少領以上姉妹及子女形容端正者。從女一人。以二百戸充采女一人糧。庸布庸米皆准仕丁。

先に述べたように、徴発人数一人に対し「以一人……」と注記を付す文脈は全く不可解である。これは賦役令38仕丁条の、凡仕丁者、每五十戸二人、以一人充廩丁。三年一替。……

という表現を踏まえて作文したために生じた混乱である。坂本太郎氏のように、三十戸ごとの一人に加えて別に一人の廩を充てると読んで合計二人だとする説もあるが、賦役令の読み方との間で一貫性が保たれず、場当たりの読みという印象は拭えない^⑨。また続く改正後の新制でも「以五十戸充仕丁一人之糧」とある以上、実際は廩を含めて二人なのだという論は成り立たない^⑩。確実な定点は、大化二年八月癸酉条の品部廃止詔にも「凡仕丁者、每五十戸一人」とある点で、「三十戸から一人」を「五十戸から一人」に改めたという読みは絶対に動かせない。ここで想起されるのが、仕丁徴発の起源が旧ミヤケからの差発にあったことである。これまで述べてきたように六十戸編成がその前提にあったとみれば、「六十戸のうちの三十戸から一人ずつ差点し、計二人のうちの一人を仕丁に、一人を廩にする」という意味になり、「以一人充廩也」が自然に理解されてくる。六十戸ごとに「仕丁+廩」の一セットが簡充される制度なのだろう。このように考えてくると、先の『播磨国風土記』越部里条の「三十戸に結ぶ」という記載もまた、舒明朝に六十戸編成のミヤケを仕丁差点基準に従って三十戸+三十戸に内部編成し直したという意味で理解することができよう。その時、この子代地域は「越部里」と呼ばれるようになり、仕丁が徴発されることになったのである。

① 両者、五十戸一里制の成立を庚寅年籍以降と考える。なお、平田氏は天武天皇十三年（六八四）頃にその制が敷かれたとみる。八木充

「律令制村落の形成」〔同「律令国家成立過程の研究」〕塙書房、一九六八年、初出は一九六一年、平田耿二「庚寅の編籍について」〔史

学雑誌 七一七、一九六二年)。以下の論文もあわせ参照。津田左右吉「日本上代史の研究」岩波書店、一九四七年、曾我部静雄「わが律令時代の里と郷とについて」〔史林〕三三五、一九五〇年、宮本敦「里制の成立について——三十戸、五十戸の問題を中心に——」〔日本歴史〕五八、一九五三年、彌永貞三「大化大宝間の造籍について」〔同「日本古代社会経済史研究」岩波書店、一九八〇年、初出は一九五八年〕。

② 彌永貞三「仕丁の研究」(彌永註①)著書、初出は一九五一年。

③ 吉川はしがき註⑥論文。

④ 篠川賢「律令制成立期の地方支配——『常陸国風土記』の建郡(評)記事をとおして——」(佐伯有清編『日本古代史論考』吉川弘文館、一九八〇年)。

⑤ このほか里名として、布都奈村・安伐里・吉前邑の三者が見えるが、これ等は板來村の項目に引用された古老による地名由来譚に登場するにすぎず、板來里の一部を構成する自然集落である。現に、この三者を除く十二里が「和名類聚抄」の郷名で確認することができる。

⑥ 鎌田元一氏は『常陸国風土記』にみえる建郡申請者二人を初代評司とし、園造の肩書は地位ではなく園造一族を意味するというのが(鎌田

第四章 立評と地域編成——再び郡の等級規定について——

第一節 立郡規定にみえる数字の意味——ミヤケ系の評と園造稻置系の評——

これまでの考察をふまえて、あらためて改新詔に記された郡の等級規定について考えてみたい。従来、孝徳朝の天下立評を評価する場合、五十戸を基礎におく立評が如何にして可能だと考えられてきたのであろうか。新たな五十戸の設定に

はしがき註⑧論文)、疑問である。園造拠点に対するこだわりは伴造園造の場合は相対的なもので、園造の地位自体が脱政治化する。夫子屋の行方地域への勢力拡大は、行方郡条の麻多智の話にみえる。

⑦ 井上通泰「播磨風土記新考」。近年でも、毛利憲一「ミコトモチの派遣と播磨」(坂江 涉編著『風土記からみる古代の播磨』神戸新聞総合出版センター、二〇〇七年)は、上大夫と同一人物とみて「余戸三十戸」とするが、『風土記』自身は「余戸」だから「越部」と呼ばれるようになったなどとは一言もいっていない。

⑧ 曾我部註①論文に対する宮本註①論文による批判。

⑨ 坂本はしがき註②著書。

⑩ 資養物量は、庸米五斗×五〇戸＝二五〇斗である。他方、「二人一年分」の米を奈良時代の支給量を参考に計算すると、六斗×一九ヶ月＋五・八斗×一八ヶ月＝二一八・四斗(閏月含めて三年分)、二一八・四斗×三年＝七二・七斗(二年分)である。この数字は、二人一年分と考えてみても、一人三年分と考えてみても合わない。庸米規定は資養物という性格からすでに乖離しているようである。なお、庸米という表現については、岸俊男氏の疑義がある。

表2 改新詔立郡規定にみられる既存の秩序の摺り合わせ

ミヤケ系領域	郡の等級	国造稲置系領域
60戸×40里=2400戸〔旧大郡〕	大郡	
	中郡	80戸×30里以下=2400戸以下 ↑ 80戸×10里〔旧稲置〕=800戸 ↓ 80戸×4里以上=320里以上
60戸×4里=240戸〔旧小郡〕	中郡	
	小郡	80戸×3里=240里

は「それを遂行する主体」が必要であり、評は五十戸に先立って存在する必要がある。これまでの考察から、立評の前提には国造稲置系の八十戸編成とミヤケ系の六十戸編成という二つの秩序が並存したことが示されたが、両者を一元化しようとする場合にはそれぞれの枠組みを根本的に解体することはせず、それらを利用した摺り合わせが志向されるのが自然であり、また至便である。実は、改新詔にみえる郡の等級規定の数字は、この八十戸編成と六十戸編成とを一元化する際に必要な数字とみてこそ十分に理解されうるものであり、逆にこのことがこれまで述べてきた仮説を保証してきている。以下、具体的にそのことを示す（表2）。

① 改新詔の立郡規定には、四十里、三十里、四里、三里という4・3からなる規則的な数列が現われるが、これは60・80両者の間に最小公倍数を生み出す数字である。八十戸と六十戸という二つの異なる秩序が混交されることなくそのまま一里に見立てられ、八〇戸×3≡二四〇戸、六〇戸×4≡二四〇戸、もしくは八〇戸×30≡二四〇戸、六〇戸×40≡二四〇〇戸という摺り合わせが行なわれたことが暗示される。これに基づき設定される基準戸数は二四〇戸と二四〇〇戸である。

② 摺り合せの基準になるのは、国造部内上から設定され、画一的な規格を有したミヤケ系の秩序であろう。東国国司詔には「大小所領人衆」という語が見られ、難波や筑紫に「大郡」「小郡」なるものが存在したことからも、ミヤケには現実には大小二つの規格が存したようである。大郡は難波・筑紫などの外交施設や官衙・居館を含む大規模な特別区、小郡はミヤに転化できる程度の標準的なミヤケで、子代規

模のものである。^① それらが六〇戸×四〇里＝二四〇〇戸と六〇戸×四里＝二四〇戸という基準戸数に当たらないか。この二つの基準となるミヤケ系の郡を、新たな「上郡」「中郡」とする。こちらを基準にしたことは、新名称にミヤケ系の「コホリ(郡・評)」の語が採用されたこととも対応する。

③ この二つの基準をにらみながら、多様性を有する古い国造稻置系の秩序を「郡のランク」と「包含する戸数の多少」とが逆転しないように摺り合わせていく。標準的な国造の領有は一〇稻置×八〇戸＝八〇〇戸程度であり、八〇戸×「三〇里」＝二四〇〇戸、八〇戸×「三里」＝二四〇戸が、戸数に逆転が発生しないための極限值となる。国造稻置系の郡をミヤケ系の郡よりも下位の存在と位置づけ、その間に配される国造稻置系の郡をそれぞれ「中郡」「小郡」とする。

このような形で立評が行なわれたのではないかと考えるのであるが、このことは端的にいえば、当規定の数字が、五十戸一里の編成を遂行していく主体＝郡(評)を設定するべく旧来の六十戸・八十戸をそのまま一里に見立てて設定した「換算数値」であることを意味する。旧来の支配系統をそのまま利用する形で郡(評)が確定され、その後あらためて内郡を五十戸編成へと切り替える作業が開始されるわけである。

第二節 立評以降の評の内部編成

傍証を掲げよう。第一は、『出雲国風土記』の郷数記事である。出雲国の諸郡を構成する郷数は、「八郷」「四郷」が圧倒的多数を占める。例外は、意宇郡の十一郷と飯石郡の七郷のみである。そして、かつて石母田正・井上光貞両氏が指摘したように、意宇郡を除く出雲国の郡司や戸主の大多数が部を冠する氏の名を有している。^② 天平十一年(七三九)「出雲国大税賑給歴名帳」の戸主は部姓の者が非常に多く、全体の約四割の百三十戸、「部+姓」を加えると八割の二四〇戸を占める。また『出雲国風土記』の天平年度の郡司名十八のうち約六割に及ぶ十六が部臣である。出雲国の大部分がミヤケ支配で透徹されているのであり、「四郷(里)」を基本単位とした立評があったのではないだろうか。

表3 「禄令」の位封規定と「慶雲三年二月十六日格」の位封規定との比較

	正一位	従一位	正二位	従二位	正三位	従三位	正四位	従四位
禄令位封条 (戸数差)	300 (40)	260 (60)	200 (30)	170 (40)	130 (30)	100	位禄	位禄
慶雲三年格 (戸数差)	600 (100)	500 (150)	350 (50)	300 (50)	250 (50)	200 (100)	100 (20)	80

先述のミヤケの基準規模六〇戸×四里⇨二四〇戸ということから考えると、「四里」「八里」が頻出するのは、二四〇戸の小ミヤケ、もしくはその複合として当該地域の郡が構成されていることを意味する。ミヤケを核にして郡を作っていくという形を取ったのであろう。ただ意宇郡は例外である。その特殊性は国造の本拠地ゆえに国造稻置系統の支配が敷かれていたことに由来するのであろう。ここが十一郷であり、十稻置に近い数字であることも偶然ではない。

第二に、大化二年三月のいわゆる皇太子奏請において、「皇祖大兄御名人部」として入部五四四口、屯倉一八一所という数字が見える。この数字は、細かい「端数」まで記載した具体的なもので、何らかの根拠のあるものだと考えられる。そして文脈からみて仕丁差点率で計算すべきものである。^③ これまでの考察からすると、六十戸から仕丁一人（廝は含めず）となる（廝も広義の仕丁ではあるが、大宝令にいたるまであくまで「廝」と書く。「廝丁」と呼ぶようになるのは養老令からで、のち仕丁の頭数に取り込まれ、『延喜式』では廝を設定しなくなる）。子代系の一ミヤケを二四〇戸とすると、そこからの徴発人数は四人となり、屯倉一八一所×四人⇨七二四人となる。五二四人と類似した端数が現われる。北野本でも五二四になってはいるが、仕丁徴発率で計算して端数がびたりと合うことは示唆的で、「五二四」が「七二四」の誤記である可能性をあえて提示しておきたい。

第三は、先の常陸国行方郡の「七〇〇余戸」である。「茨城地八里、那珂地四里」という既往の復元案を取るならば、壬生部の伴造が領するミヤケを評に見立てたものが行方郡で、やはり「四里」「八里」が基準になっていたことが知られるのである。

第三節 食封規定に投影された里の構成

最後に、里制と密接な関係にある食封規定の数字を見てみよう。食封は直接的な利害が絡むだけに、卓上の計算に基づく戸数ではなく、実在の里を想定して支給されるものである。職封の支給は改新詔第一条に子代・部曲廃止の代替としていち早く現われ、皇太子奏請にも確認されるもので、天武天皇五年（六七六）四月条を経て職封に至るといふ沿革を有する。ただその数字は巨大で何とでも解釈できるので措き、ここでは位封に注目する。位封は、甲子年部曲の廃止後、天武天皇五年八月に小錦以上に賜った食封の系譜を引くものだと考えられる。

その数列に注目すると、一見不規則にみえる数字の間隔に30と40という数字が繰り返して現われていることに気づく（表3）。これが50を基準とする数列に是正されるのは漸く慶雲三年（七〇六）二月十六日格（禄令封戸条集解古記所引）においてである。改新詔の「賜食封大夫以上、各有差」に始まる食封は部曲に替わるものであったから、当初は六十戸・八十戸を分割した三十戸・四十戸という既成の編成を用いた単位ごとの組み合わせによる再支給で処理した可能性がある。利害が絡む対象でもあり、国司制度の整備に前後して支給されていくことから、見立てではなく現実の戸数が問題になったのである。令制食封の規定から、実態として三十戸・四十戸の枠組みが大宝令制定前後まで残存し続けていたことが知られるわけである。^④大化前代の旧来の秩序は八世紀初頭に至るまで五十戸制の背後で機能し続けていた。

① 坂本太郎「大化改新詔の信憑性の問題について」（坂本太郎著作集）第六卷、吉川弘文館、一九八八年。初出は一九五二年。

② 石母田正「天平十一年出雲国大税賑給歴名帳について」（石母田正著作集）第一卷、岩波書店、一九八八年。初出は一九三八年）、井上第二章註①論文。

③ 横田健一「壬申の乱前における大海人皇子の勢力について」（同

『白鳳天平の世界』創元社、一九七三年。初出は一九五六年。

④ 八木 充「大化改新詔の述作について」（山口大学文学会誌）一一一、一九六〇年）は、「信頼できる賜封記事は、天武六年紀以降ほぼ持統元年—五年をさかいに三〇戸ないし六〇戸から五〇戸ごとに賜給される傾向を検出できる」とし、「封戸は通常里単位に支給されるから、……持統初年以前三〇戸—里制施行の可能性が推論される」と

している。この時期は、荷札木簡の表記が「五十戸」から「里」に変化する天武天皇十年ごろと対応することも注目されるが、その後も遺

制として大宝律令規定にまで残存しているわけである。

む す び

最後に本稿の結論をまとめておく。

(1) 大化前代の地域編成は、「A」国造―県稻置―公民（国家所有公民）、「B」大小伴造のミヤケ―部民、「C」王・臣連伴造のミヤケ・ヤケ―子代入部・豪族部曲、という三系統からなり、「A」「B」は公的な国家制度、「C」は私的な領有と認識されていた。東国においては、大化元年に発遣された第一次東国国司により「A」「B」に改革のメスが入り、「C」の方は改新詔を受けて大化二年発遣の第二次東国国司によって処理された。

(2) 「A」の国造―県稻置の支配系統は、①別を媒介として生み出された、宗教的族制的性格を濃厚に有する（ブレ国造制）（五世紀頃に確立）、②ミコトモチ発遣を受けて国造が部内支配を実現し、内部に「B」「C」をも取り込むことになった（国司国造制（国宰制））、という歴史的な二段階を経て発展した。『隋書倭国伝』から読み取られる十稻置八十戸編成は、①の段階における国造管下の編成が残存したものである。②は八月に国司が発遣され、国造と共に部内を巡行し、二月に朝集してその成果を報告するという制度で、そのサイクルは西国と一部東国（近国）においては既に六世紀初頭に萌芽的に成立し、推古朝には確立していた。

(3) 「B」の官司に付属する公的ミヤケ系統の領有、「C」の王臣の入部・部曲の領有は、公私の違いはあるものの、中央から規格性をもって設定されたという共通の淵源を有し、六十戸単位で編成されていた。三十戸ごとの仕丁差点規定はこれと密接なかかわりをもつもので、六十戸ごとに「仕丁十廩」の一セットが簡充されていたことになる。

(4) 天下立評（立郡）は、先行する複線的な地域編成「A」および「B」「C」が（国司国造制）のもと国造部内に

取り込まれたことを受けて行なわれたものである。まずは五十戸の編成を遂行する主体Ⅱ評を創設するべく、既存の六十戸編成と八十戸編成という異質な秩序をそのままに見立てて摺り合わせる換算数値として大化の立郡規定を設定した。しかし、旧来の秩序は「禄令」の位封規定に垣間見られるように、八世紀初頭まで制度の背後で存続した。

近年の孝徳朝天下立評の再評価と石神遺跡における評制木簡の出土をうけて、旧部民のみならず一般の公民までもが五十戸に編戸され、孝徳朝以降の新たな税制を支えたという説が提出されている現在、あらためて立評と編戸との相互関係が問われる必要がある。本稿では、五十戸制を実施していく主体としての評が、まずは五十戸とは無関係に生み出さなければならなかったことを示した。そこには旧来の枠組みがそのまま取り込まれ、伴造国造たちは「伴造の地位」「国造領の保持」のいずれかを選択しつつ、評の官人となっていた。

ここで想起されるのが藺田香融氏の学説である。氏は大化前代の地域編成として、国造領・皇室領の二系統が存在し、律令制はこれらの支配を継承、改編することにおいて、いわば複合的に成立したという。口分田の田租、出挙の営料税、賃租の地子は、それぞれ国造領、皇室領のミヤケ、王臣の私的なヤケの農地経営法に起源をもち、歳役・雑徭、仕丁などの力役もまた、国造領のエダチ・ミュキ、皇室領の仕丁の性格を受け継ぐものだという。本稿は、こうした藺田氏の提示したスケッチを別の角度から具体化したものでもある。

【付記】本稿の一部は、二〇〇七年十一月十八日に開催された第一〇五回史学会大会日本史部会（古代）において発表したものである。発表当日や準備段階でご教示・ご助力を賜った方々に心より謝意を表す。

（同志社大学文学部准教授）

The *Kokuzō* System and the Taika Reformation: The Structure of Local Government prior to the Taika Reforms

by

KITA Yasuhiro

This study examines the form of regional organization that predated the establishment of *hyō* 評 (districts that were called *hōri*) under Emperor Kōtoku by analyzing the regulations on *gun* 郡 (districts also read *hōri*) that appear in imperial edicts of the Taika Reformation.

Regional organization in the period prior to the Taika Reformation can be reconstructed, revealing that there were two basic types of regional government organization. The first basic type of rule was the public rule of provinces that constituted a national government system, which consisted of two forms: system A) which was made up of *i.*) *kokuzō* 国造, regional chiefs also called *kuni no miyatsuko*, *ii.*) *agata no inaki* 県稻置, headmen, and *iii.*) *kokkamin* 国家民, the local population who were citizens of the state; and system B) which was made up of *i.*) *banzō* 伴造, supervisors also called *tomo no miyatsuko*, who headed the various *miyake* 屯倉 (estates under direct control of the Court) and *ii.*) public laborers called *bemin* 部民. The second basic type of regional organization, based on private domains called *yake* (manor), can be called system C, and it consisted of *i.*) *ō* 王, royalty, *shin* 臣, ministers also called *omi*, *ren* 連, group leaders also called *muraji* and *banzō* and *ii.*) *nyūbu* 入部 and *bekyoku* 部曲, private retainers.

The system of rule labeled A was formed in two stages: (1) the pre-*kokuzō* system プレ国造制 of religious rule from the 5th century onward that was based on the holy lineage *wake* 別, and (2) *kokushi-kokuzō* system 国司国造制 under which local rule was carried out by a prefect, called *kokusai* 国宰, a provincial governor also called *mikotomochi*, who was dispatched from the central government since the end of the 6th century.

The system of ten headmen 十稻置 (*shidaozhi*, Jpns. *jū-inaki*) and eighty households 八十戸 (*bashihu*, Jpns. *hachijū-ko*), which is seen in the *Suishu* 隋書, is also a legacy of the system of the *kokuzō* organization of territory of the former stage. The dispatch of the *kokusai* (*mikotomochi*) in the eighth month was part of a new system of cyclical regional inspections that required these

regional officials return and assemble at the court (*chōshū* 朝集) during the second month. This system is thought to have been established in the western provinces by the time of the reign of Emperor Suiko and expanded to cover the eastern and home provinces at the time of the Taika Reformation.

The regional systems of rule B and C differed in the sense that the former was public and the latter private, but they both traced their origin to the *miyake* established within the territory of the *kokuzō*, and both were organized into sixty households.

The edicts of the Taika Reformation that stipulated the establishment of the *gun* incorporated systems B and C with A in the *kokuzō* territory, and employed a numerical conversion of anomalous regional organization of dual systems of sixty or eighty households into a unified system of *ri* 里 (settlements also called *sato*). The establishment of the *gun* (written 郡 or 評) was primarily intended as the principle vehicle in implementing a new fifty-household system of organization. The system of provincial government prior to the Taika Reformation, which can be reconstructed from the edicts of the Reforms that stipulated the formation of the *gun*, corresponds with the theory of Sonoda Kōyū 蘭田香融 who saw the dual structure of tax systems of the *ritsuryō* state as traceable to the period prior to the Taika Reformation.

A Tentative Study of International Cooperation between the Korean and Taiwanese National Movements during the Colonial Period, Focusing on Its Origins and Transformation Process during the Initial Stage

by

ONO Yasuteru

Among the studies of the national movements in Korea and Taiwan during colonial period there have been some studies that pay attention to the relationship between social movements in imperial Japan and China, which a major place of asylum, but these studies have seldom touched on the relationship between the national movements of Korea and Taiwan. The historical reality of the relationship thus remains unclear. The purpose of this